限定承認公告

本籍静岡県静岡市清水区由比入山二四七番地、最後の住所東京都目黒区洗足二丁目六番一七号　　被相続人　亡　望月　邦彦

右被相続人は令和七年十一月三日死亡し、その相続人は令和八年十月二十三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都目黒区洗足二丁目六番一七号

相続財産清算人　望月　邦子

限定承認公告

本籍高知県須崎市下分乙六九三番地、最後の住所高知県土佐市高岡町甲一七八四番地三三　　被相続人　亡　岡　久美子

右被相続人は令和八年六月二十五日死亡し、その相続人は令和八年十月二十九日高知家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内に申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

愛知県名古屋市中区上前津二丁目一番一四号パルティール上前津五〇三号

限定承認者　山下　哲史

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0056/index.html

令和八年十一月六日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ＪＭカリーナ特定目的会社

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を三億四千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0074/index.html

令和八年十一月六日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ＪＭフェニックス特定目的会社

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を二億一千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0128/index.html

令和八年十一月六日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ＪＭドラコ特定目的会社

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0061/index.html

令和八年十一月六日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ＪＭメンサ特定目的会社

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を二億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0141/index.html

令和八年十一月六日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ＪＭアリエス特定目的会社

取締役　長尾　誠

新規信託分割の公告

株式会社タイヨー（受託者）は、左記のとおり、令和八年十二月九日付で左記一の信託を新規信託分割しますので、公告いたします。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定

㈠　信託の当事者

委託者兼受益者

タイヨーホールディングス合同会社

鹿児島市南栄三丁目一四番地

受託者

株式会社タイヨー　鹿児島市南栄三丁目一四番地

㈡　信託の年月日及び契約名称

令和四年三月一日付自己信託設定証書（その後の変更を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会ください。

三、分割が効力を生ずる日以後における従前の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会ください。

四、連絡先

鹿児島市南栄三丁目一四番地

株式会社タイヨー　財務部

電話番号　〇九九―二六八―一二一四

令和八年十一月六日

受託者

鹿児島市南栄三丁目一四番地

株式会社タイヨー

代表取締役　清川継一朗

取消公告

令和八年十月一日（号外第二一七号）掲載の解散公告は取消します。

令和八年十一月六日

東京都新宿区下宮比町二番二八号

マックジャパンインターナショナル株式会社

代表取締役　有川志津雄

取消公告

令和八年十月一日（号外第二一七号）掲載の解散公告は取消します。

令和八年十一月六日

東京都新宿区下宮比町二番二八号

日本土地委託保証株式会社

代表取締役　松原　鐵男

取消公告

令和八年十月一日（号外第二一七号）掲載の解散公告は取消します。

令和八年十一月六日

東京都新宿区下宮比町二番二八号

日本ビルバンク株式会社

代表取締役　有川志津雄

取消公告

令和八年十月一日（号外第二一七号）掲載の解散公告は取消します。

令和八年十一月六日

東京都千代田区二番町五番地

国際化工商事株式会社

代表取締役　有川志津雄

取消公告

令和八年十月一日（号外第二一七号）掲載の解散公告は取消します。

令和八年十一月六日

東京都千代田区二番町五番地

第一ディベロップメント株式会社

代表取締役　有川志津雄

取消公告

令和八年十月一日（号外第二一七号）掲載の解散公告は取消します。

令和八年十一月六日

東京都千代田区二番町五番地

日本ビル委託株式会社

代表取締役　有川志津雄